第26号様式の３（第59条の37第４項）

条例形質変更時要届出区域台帳

整理番号	R1条-108	指定番号・指定年月日	条指-40　令和元年６月14日	所在地	港北区師岡町字沼上耕地~~821番24、821番25、~~821番26（地番）
調製・訂正年月日	令和元年６月14日調製（新規指定）、令和元年６月26日訂正（形質変更①、区域外搬出①）、令和元年11月５日（形質変更完了①、一部解除）、令和６年５月21日訂正（形質変更②）、令和６年８月16日訂正（形質変更②完了報告）				
条例形質変更時要届出区域の概況	事業所跡地			面積	~~57.32平方メートル~~ 33.51平方メートル（R1.11.５訂正）
最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例要措置区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類					
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由					
汚染の除去等の措置が講じられた条例形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	形質変更時要届出区域の一部について汚染土壌の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）が講じられた。（令和元年11月５日）				
規則第59条の28第１項第４号から第６号までに該当する区域にあっては、その旨					

条例形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	調査の契機	調査を行った特定有害物質の種類		土壌の汚染状態	地下水の汚染状態（溶出量基準不適合の場合）	指定調査機関の名称
	平成31年4月12日	事業所廃止	ベンゼン		■適合・□不適合		応用地質株式会社
			六価クロム化合物	含有量基準	■適合・□不適合		
				溶出量基準	■適合・□不適合		
			鉛及びその化合物	含有量基準	■適合・□不適合		
				溶出量基準	■適合・□不適合		
			ふっ素及びその化合物	含有量基準	■適合・□不適合		
				溶出量基準	□適合・■不適合	不適合	

土地の形質の変更の実施状況	No.	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌の搬出	汚染土壌の処理方法
	①	令和元年６月５日 （令和元年６月20日）	令和元年８月30日	土壌の掘削、基礎設置、アスファルト舗装	横浜市	■有・□無	分別等処理
	②	令和６年５月15日 （令和６年６月３日）	令和６年６月26日	土壌の掘削、基礎設置、アスファルト舗装	横浜市	□有・■無	
						□有・□無	
						□有・□無	

（A4）

（備考）台帳は、事業者から報告された届出書（地歴調査、分析調査、対策完了等）に基づき作成しています。
土壌の汚染状態が「適合」や「対策完了」の場合であっても、横浜市が当該土地に汚染が存在しないことを保証するものではありません。